

【所属名：市民部福祉事務所】

【会議名：糸魚川市福祉有償運送運営協議会】

会 議 録

作成日 令和元年9月3日

日	令和元年8月30日	時間	13:30 ~ 14:00	場所	市役所2階 204会議室
議 題 等	【議 題】 (1) 会長の選出について (2) 福祉有償運送の運営状況について ① 審査判定の状況 ② 平成30年度実績報告 (3) 福祉有償運送利用料金改定(案)について				
出 席 者 等	【出席者】 8人 近藤高弘 委員 北村雄一 委員 田原秀夫 委員 塚田二郎 委員 渡辺 悟 委員 岡崎忠雄 委員 佐藤明日美 委員 五十嵐久英 委員 【欠席者】 2人 長井 聰 委員 陸川和弘 委員 【事務局】 3人 福祉事務所 川合 所長 塚田 係長 立川 保健師 【傍聴者】 0人				

会議要旨

(開 会 13:30)

1 議 題

(1) 会長の選出について

副 会 長 糸魚川市福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により委員の互選によるとなっているが、いかがか。

もし、委員の皆様からご了承いただければ、事務局案の提示を求めたいと思う。

委 員 異議なし。

事 務 局 糸魚川市社会福祉協議会 田原会長にお願いしたい。

副 会 長 ただいま、事務局より説明があったが、いかがか。

委 員 異議なし。

副 会 長 会長に田原委員からご就任いただくことに決定した。

(2) 福祉有償運送の運営状況について

会 長 議題(2)①②について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 資料No.2-1の糸魚川市福祉有償運送対象者をご覧いただきたい。具体的な対象者は「福祉有償運送対象者の取扱い」に記載のとおりガイドラインに沿って判断している。

市内に居住する方の中で、他者の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方を対象としている。要介護及び要支援認定を受けた方のなかで調査票、または主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度の区分により単独でタクシー等に乗れない状態かどうかを判断している。要支援、要介護認定を受けている場合でも、単独でタクシー等公共交通機関に乗れる場合は福祉有償運送を利用できない。身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者も利用できる。また、65歳以上の方でこれらに該当しない方は「基本チェックリスト様式例及び事業対象者に該当する基準」に沿い、総合事業の「基本チェックリスト」の該当項目を確認している。「設問1 バスや電車で一人で外出していますか」に該当せず、6・7・8の運動面、または18・19・20の認知面で該当する場合、対象者としている。

資料 No. 2-2 をご覧いただきたい。平成 30 年度新規申請会員は男性 56 名、女性 67 名、合計 123 名となっている。なお、制約別については資料記載のとおりである。新規認可会員は男性 54 名、女性 66 名、合計 120 名となっており、認可率は 97.6% である。

資料 No. 3 は直近 3 年間の運送実績である。1 の概況であるが、平成 30 年度末で自動車数が 46 台、旅客数は 526 人である。平成 29 年度に比べ、自動車台数が 11 台減少している。2 の輸送実績は走行キロ数が 118,093km、運送回数が 19,082 件、運送収入が 13,988 千円と、ほぼ前年同様の実績となっている。

3 の事故件数については事故ゼロを達成しており、安全運転に対する取り組みが結果に現れています。4 の運送する旅客の範囲及び該当別内訳については、旅客数の合計は 520 名前後で推移している。

- 会 長 これに関して、補足説明等はあるか。
- 委 員 交通事故ゼロが続いている。また、運転会員の血圧測定、酒気帯チェックをしっかりと実施している。ただ、運営上、運転会員の高齢化と（運転会員の）やり繰りに苦労しているところはある。
- 会 長 それでは、資料 No. 2-1、2-2 の審査判定の状況について、意見・質問等ないか。
- 委 員 質問、意見等なし。
- 会 長 そのほか質問、意見等はあるか。
- 委 員 運転会員数の状況はどうか。
- 委 員 会員は 100 人くらいいるが、運転に携わっている会員数は 30 人。そのうち常時運行に従事している会員は半分くらいである。
- 委 員 運転会員は毎年減っている状況か。
- 委 員 今年 3 人減った。
- 委 員 運転会員の平均年齢は。
- 委 員 平均 70 歳くらい。
- 委 員 直近 1 年くらいで運転会員は増えているか。
- 委 員 1 人増えた。
- 委 員 高齢化してくると脳疾患や心疾患などリスクが高まるだろうと思われるが、運転会員

の健康面でのチェックはどのようにやっているのか。

委員 運転会員は毎朝、血圧測定と体温測定と基礎的なことはやっている。また、運転会員が1日1回は事務所へ来るので、その時に聞き取り等でチェックしている。なお、市の年1回の健診は必ず受けている。

委員 運転会員の健康管理と運行前確認を引き続き実施するようお願いする。

会長 今ほどの質問とアドバイスの内容を運転会員の方々にも伝えていただき、安全な運行をお願いする。

会長 次に資料3の平成30年度実績報告について質問、意見等はあるか。

委員 質問、意見等なし。

会長 よろしいか。では、議題(2)①②については事務局報告のとおり承認された。

(3) 福祉有償運送利用料金改定(案)について

会長 続いて議題の(3)料金改定について事務局の説明をお願いする。

事務局 現行、基本料金を1kmまで370円とし、1km超2kmまで440円としているが、基本料金を2kmまで440円とする改定案である。ぐりーんバスケットが事業開始した平成20年度と比較し、平成30年度では運送距離別件数で65ポイント、運送距離別構成率で3ポイント以上上昇しており、1km以下の利用が伸びている。

また、青海地域、能生地域在住の運転会員が少数であるため、糸魚川地域在住の運転会員が青海地域、能生地域の福祉有償運送に従事することが多く、ぐりーんバスケットの事務所から目的地の間の運転会員自身の移動に要する経費の一部をぐりーんバスケットが負担している。

なお、国土交通省の通知では、運送対価の設定にあたり、対価は当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること、運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であることとされている。

会長 これに関して、補足説明等はあるか。

委員 通院利用の朝の時間帯に集中するが、青海・能生の運転手がいないと糸魚川から出る、利用者宅まで5~10kmかかって、行ってから1km程度運転して帰ってくる。それを運転会員だけに負担させるのはまずいのではないかということで、ぐりーんバスケットが一部負担している状況である。

会長 それでは質疑に入る。質問、意見等あるか。

委員 一点確認したい。今回、ハイヤー協会の方(=ハイヤー協会推薦委員)が欠席であるが、事前に意見・要望等なかったか。あれば聞かせてほしい。

事務局 特段、意見・要望及び質問はなかった。

委員 執行日が来年の4月からであるが、利用者への周知の方法と周知をいつごろから開始するのか予定を教えてください。

委員 利用者との契約は1年で切れる。来年2月から次年度の契約手続を進める予定であるので、その際に合わせて周知を徹底したい。

会長 ほかに質疑はないか。

委員 なし。

会 長 それでは料金改定については事務局の案とすることに委員の皆様の同意をいただきたい。異議ないか。

委 員 異議なし。

会 長 議題（3）料金改定について原案のとおり承認された。

（閉 会 14:00）